

評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

| 名 称 | 金 額 |
|-------|----------------|
| 評 議 員 | 日 額 3, 0 0 0 円 |